

自己点検・評価報告書
2009(平成21)年度

香川大学大学院
香川大学・愛媛大学連合法務研究科法務専攻

平成22年3月31日

目 次

I	本法科大学院の現況及び特徴	1
II	目的	4
III	項目ごとの自己評価	
I	教育目的	5
II	教育内容	7
	(1) 教育内容	7
	(2) 教育方法	10
	(3) 成績評価及び修了認定	14
	(4) 教育内容等の改善措置	19
III	入学者選抜等	22
IV	学生の支援体制	24
V	教員組織	28
VI	管理運営等	34
VII	施設、設備及び図書館等	40
VIII	研究活動の状況	43
IX	社会への貢献	47

この自己点検・評価報告書は、「香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科自己点検・評価規程」に基づいて、香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科（以下「本法科大学院という。」）が実施した自己点検・評価をまとめたものである。

この報告書で用いた評価基準は、基準 1 1-1-1 ～ 1 1-2-3 及び 1 2-1-1 以外は、大学評価・学位授与機構の「法科大学院評価基準要綱」（平成16年10月、平成19年12月改訂）に記載された基準に準拠している。このことを明確にするために、各基準の番号を同要綱に記載された基準番号と同一のものにしている。基準の番号が必ずしも連続しているようになっていないのは、そのためである。

I 本法科大学院の現況及び特徴

1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名

香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科法務専攻（専門職学位課程）

(2) 所在地

香川県高松市

(3) 学生数及び教員数

学生数（79人）

教員数（21人）（うち実務家教員5人）

2 特徴

(1) 本法科大学院は、司法改革の一環として、社会に生起する諸問題を自ら考え解決することができる法曹を養成する目的で、四国各界の支援を背景にして、香川大学と愛媛大学とが連合して設置した全国でも唯一の、また、四国地域においても唯一の法科大学院である。本法科大学院は、司法改革の理念に沿った法曹を教育するという目的とともに、地域におけるリーガル・サービスの需要に応じ、地域の法曹教育を受ける機会を広げ、地域に根ざし、地域で活躍する法曹を養成すること、また、地域で活躍している法曹に対する教育または研修の機会を提供する必要性などから、全国に適正に配置すべき法科大学院を四国にも設けるという基本的な方針に基づいて設置された。

四国地域の弁護士は現員数においても、また、人口との比率においても少なく、いわゆる法曹過疎地といわれる。そのため、法的紛争に係わる四国の住民は、リーガル・サービスを受ける機会に恵まれず、裁判を受ける権利が十分に保障されていない状況である。たとえ、法曹人口を増やしたとしても、それが四国の弁護士数の増加につながるという保証はない。四国に法科

大学院を設置し、地域において法曹教育が行われてこそ、地域に根ざした弁護士が増え、全国的な弁護士過疎または偏在の問題を解消できる期待が高まる。

香川大学は法学部に、愛媛大学は法文学部に多数の研究者教員を擁し、法学教育の経験を蓄積してきた。四国各県弁護士会、住民、地方自治体、各経済団体等の四国における法科大学院設置に対する強い要望を受け、両大学は、それぞれの学部を中心に設置の準備を進めた。四国弁護士会からは強い支援があり、平成13年3月から四国弁護士会連合会の主宰による協議会がしばしば開かれた。さらに、平成14年3月からは四国国立大学協議会のもとで、四国における法科大学院の設置について調整が行われた。これら関係する各団体の検討結果を踏まえて、平成15年4月に、両大学が専任教員を出し合う連合形態で法科大学院を設置する旨の合意が成立した。その際、香川大学が所在する高松市には、高松高等裁判所、高松高等検察庁、四国弁護士会連合会事務局が置かれ、これら四国における関係機関との連携を円滑に行うことを考慮して、平成16年4月、香川大学を基幹校とする本法科大学院が設置された。そして、四国弁護士会連合会が中心となり、これら関係諸団体及び個人を会員とする「四国ロースクール後援会」が、平成18年に組織され、本後援会が主催する公開講座や四国四県各弁護士会との交流がはかられ、学生の法曹を目指す意欲を高めている。

(2) 本法科大学院は、香川大学と愛媛大学とが連合した法科大学院であり、両大学の人的、物的資源を背景にした法曹養成が可能である。

第一に、少数の学生に対して設置基準上必要

な教員を超える数の専任教員が配置され、高密度の少人数教育を行っている。演習形式で行われる法律基幹科目群の各科目は、2クラス（各15人）に分割され、ケース・メソッドを中心に、授業はソクラテスメソッドやディスカッションなど双方向・多方向で考察力を養う授業方法で密度の高い教育を実現し、学生一人ひとりに手厚く丁寧な指導をしている。また、四国弁護士会連合会に法科大学院支援委員会が設けられ、支援委員を中心とする授業参観が行なわれ、授業方法について意見交換するなど、地域の関係機関とも連携し、親身に地域住民の生活を支える法曹を養成することを目指している。

第二に、両大学の人的、物的資源を活用した授業が行なわれている。授業は通常は香川大学で行っているが、連合の特徴を発揮して愛媛大学の人的、物的資源を活用するため、夏季休暇中には無細胞タンパク質合成、沿岸環境科学研究センター、地域医療など愛媛大学の先端研究の成果や愛媛弁護士会の支援を背景に行われる選択科目（「環境法Ⅱ」、「知的財産法Ⅱ」、「精神医療と法」、「リーガル・クリニック」）の授業が行われている。本法科大学院は、IT教育の活用を強力に推進しており、愛媛大学所属教員が香川大学に赴くことが困難な場合にも遠隔授業で授業を行なえるようにしている。また、この遠隔授業システムは、日常的に学生との質疑、運営に係わる会議などにも使用されており、授業で臨時的・補助的な利用だけでなく、連合のために生じるとおもわれるさまざまな支障を解消できる施設を整備している。

第三に、本法科大学院は、ビジネスロー分野と環境法分野の展開・先端科目群を充実させている。高松は四国経済の中心であり、ビジネスロー分野を充実させ、地域経済活動を支える法曹の養成を目指している。また、香川大学は豊島産業廃棄物不法投棄事件等の環境法の教育に好適な素材を有し、愛媛大学は瀬戸内海の環

境保全に関する学際的な研究を行う沿岸環境科学研究センターがあり、これらを背景に環境法分野を充実させて、国際的視野で環境保全を推進する法曹の養成を目指している。

II 目的

(1) 本法科大学院は、「豊かな人間性や感受性，幅広い教養と専門的知識，柔軟な思考力，説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて，社会や人間関係に対する洞察力，人権感覚，先端的法分野や外国法の知見，国際的視野と語学力等」(法科大学院の設置基準等について(答申)「はしがき」平成14年8月5日)の資質を備えた人材を養成するために，司法試験，司法修習と連携した「プロセス」としての基幹的な高度専門教育機関として，理論的教育と実務的教育を架橋し，公平性，開放性，多様性を旨とした「幅広い教養と豊かな人間性を基礎に十分な職業倫理を身につけ，親身になって地域住民の生活を支える法曹」及び「地域経済活動を支え，国際的視野で環境保全を推進する法曹」という基本的理念を統合的に実現することを目的として設置された。この目的と理念のもとに，以下のような学生募集，教育内容，教育方法がなされている。

(2) 法学部等の出身で法律学の基礎的な学識を有すると認められる者(以下「法学既修者」という)のみならず，社会経験を有する社会人や法学部等以外の他学部において専門知識を備えた者(以下「法学未修者」という)を募集定員の3分の1(9名)の枠で優先的に入学させ，幅広い教養と多様な専門的知識を有する人材を受入れることによって，社会的な常識や実務上の経験を法学教育の現場に発揮させながら，新たな社会問題を考察する力を養成できる教育環境を形成している。

(3) 法学未修者に対しては六法を中心に法学の基礎を学びながら，法的考察力を養成することを目的として法律基礎科目群を配置している。法学未修者の2年次以降および法学既修者には，演習問題や模擬裁判等の具体的な事件を素材にして考察し，実務上の判断力を養成する法律基幹科目や法曹倫理などの実務的教育，法制史などの基礎法学・隣接科目群，環境法，知的財産法などの展開・先端科目群を配置している。このような多様な考察力を養成するカリキュラムを編成することによって，専門的な法知識を確実に習得させるとともに，それを批判的に検討し，また発展させていく創造的な思考力，あるいは事実即して具体的な法的問題を解決していくため必要な法的分析能力や法的議論の能力等を育成する。

(4) 本法科大学院における教育方法は，法学未修者を対象とする法律基礎科目群においては，法律学の基礎的な学識を修得することを目的に講義方式で行うことを原則とし，法律基幹科目群，基礎法学・隣接科目群や展開・先端科目群は，少人数のクラスで事例問題を質疑応答やディスカッションによって分析し考察する演習方式で行ない，調査・レポート方式などを適宜組み合わせ活用することによって理論的な考察力と表現力を養成することとし，双方向的・多方向的の授業方式が採られている。

また，理論と実務を架橋した教育のために，民事裁判演習や刑事裁判演習などの科目においてローヤリングやエクスターンシップが行われており，リーガル・クリニックを実施する愛媛大学には法律相談所が設置されており，日常的な法律相談活動を通じて授業効果を高める教材の収集を行っているとともに，地域におけるリーガル・サービスの一役を担っている。

Ⅲ 項目ごとの自己評価

I 教育目的

1 基準ごとの分析

基準 1-1-1

各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

(基準 1-1-1 に係る状況)

本法科大学院は、多様で豊かな知識と経験を備えて法的考察力を有する法曹を養成するため、次章以下の基準の分析で示される理論的かつ実践的な教育を行っている。とりわけ、本法科大学院が法曹過疎の現状にある地域に設置されていることに鑑み、地域に根ざした法曹を養成する目的を達成するため、以下の教育を実施している。

本法科大学院は、四国経済の中心である高松市に所在するところから、地域経済を支え、経済のグローバル化が進む中で、ビジネスローに精通し、国際的視野をもった法曹を養成するため、展開・先端科目に「経済法Ⅰ」「経済法Ⅱ」「国際経済法」「経済法演習」「知的財産法Ⅰ」「知的財産法Ⅱ」「金融商品取引法」「保険法」「倒産法」「消費者保護法」「国際私法」の各科目を開講している。

また、本法科大学院は多島景観美を有した瀬戸内海に面している。瀬戸内海は、遠浅で波静かな地形から、古来多様な利用に供されてきたため汚濁と景観破壊が進行し、環境保全のための行動が求められている閉鎖性水域である。本法科大学院は、環境保全を推進する法曹の養成もまた重要な使命と考え、展開・先端科目に「環境法」に関する複数の科目（「環境法Ⅰ」、「環境法Ⅱ」、「環境法演習」）を開講している。

本法科大学院の教育目的は、現実に生起した具体的な事例を教材にして法的問題点を分析し、争点を整理し、理論を当てはめ、実務家教員による実践的教育を行いながら、紛争の解決能力を養成する教育の実施によって達成されている。法学部以外の出身者及び法学部出身者であっても法的素養が未だ不十分な入学者に対しては、入学年次における基礎科目群で法的なものの考え方（リーガルマインド）と基本的な知識を養い、その上で、2年次と3年次で法学既修者ととともに、基幹科目群や実務基礎科目群で演習問題による教育によって実践力と応用能力を養成し、幅広い思考力を身につけることを目指している。そして、多様な基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群を設け、学年と学修段階に応じた体系的なカリキュラムを用意し、実施している。成績評価も、法科大学院が過程としての法曹養成制度であることを踏まえ、本法科大学院で実施されている教育方法に即し、平常の学修の評価と、その学修の成果を確認する期末試験による評価を、各科目の特性に応じつつ、1回限りの期末試験の成績に偏した成績評価にならないようにし、平常の学修評価においては出席の状況やレポート作成の到達度に対する講評を行うなど、平常の学修過程を成績評価に反映させ、法曹としての能力や資質の養成を厳格に評価している。

なお、修了認定は規定に基づいて厳格に行われており、その結果、3年コース生の各年度入学者中、3年で修了した者数の率は、平成16年度入学者66.7%、17年度入学者63.3%、18年度入学者64.1%、19年度入学者48.2%である。

2 優れた点及び改善の目標・方法・取組状況

<優れた点>

- (1) 法律基礎科目群のすべての科目と法律基幹科目群の一部の科目について、四国弁護士会連合法科大学院支援委員会による授業参観が行われ、その授業参観後に同支援委員会委員と本法科大学院学生及び教員とが意見交換を行なうことにより、実務の視点から授業における重点の置き方、争点のとり上げ方、学生に対する質問方法などについて授業方法の改善をはかる資料となり、また、理論と実務の架橋が具体的に行われている。
- (2) 愛媛大学は、「リーガル・クリニック」を実施するために、地域貢献を兼ねた事業として法律相談所を設置しており、日常的な法律相談を通じて授業に使用する教材を蓄積し、授業に際しては法律相談の意義、法律相談の受け方など現場に即した指導を行なうことができ、実務教育を有効なものとしている。
- (3) 法律基礎科目群の講義に自動収録システムなどIT教育機器を整備し、学生が都合のよいときに自由に復習できるようにしている。

II 教育内容

(1) 教育内容

1 基準ごとの分析

基準 2-1-1

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

(基準 2-1-1 に係る状況)

本法科大学院では、憲法、行政法、民法、民事訴訟法、商法、刑法、刑事訴訟法、及び公法演習、民事法演習、刑事法演習の法律基本科目を法学未修者コースの1年次～2年次、法学既修者コースの1年次といった低学年に配当し、この段階では理論面に重点を置いた教育を行っている。

これに対し、実務基礎教育は、実務講座、要件事実論、刑事訴訟実務、法曹倫理、民事裁判演習、刑事裁判演習、リーガル・クリニック、エクスターンシップといった授業科目で行っており、1年次から3年次に段階的に配置することにより、理論的教育と実務的教育を架橋させるカリキュラムを編成している。

それぞれの科目間においても、段階的な理論的教育に留意しつつ、シラバスには理論と実務の架橋をはかる教育が行なわれることを意識的に示している。このようなシラバスを通じて、3年間での学習の到達点と、3年間に学習すべき内容が各年次にどのように配当され、位置づけられているか、次の段階にどのようにつながっていくかを学生に明示している。

法律基礎科目群の授業は、主として体系的な理論的教育を行うが、実務への架橋教育の基礎を形成するために、体系的把握と同時に事例問題の検討を中心とした授業を行い、法学未修者コースの2年次、法学既修者コースの1年次に配当される基幹科目（演習科目）の授業へとつなげている。基幹科目においては、事実関係の複雑な応用事例、判例事案を用いて授業を行い、次段階である実務的教育への架橋を果たしている。

本法科大学院は香川大学法学部とは別個の部局であり、カリキュラムのコース編成や既修者の認定が相互に組み込まれているところもない。

基準 2-1-2

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的先端的な法領域に関する科目，その他の実定法に関する多様な分野の科目であって，法律基本科目以外のものをいう。)

(基準 2-1-2 に係る状況)

本法科大学院では，以下のような科目によりカリキュラムを構成している。

1. 法律基本科目

(1) 基礎科目 憲法Ⅰ，憲法Ⅱ，行政法，民法Ⅰ，民法Ⅱ，民法Ⅲ，民法Ⅳ，民事訴訟法Ⅰ，民事訴訟法Ⅱ，商法Ⅰ，商法Ⅱ，商法Ⅲ，刑法Ⅰ，刑法Ⅱ，刑事訴訟法 <計 15 科目 32 単位>

(2) 基幹科目 公法演習Ⅰ，公法演習Ⅱ，公法演習Ⅲ，民事法演習Ⅰ，民事法演習Ⅱ，民事法演習Ⅲ，民事法演習Ⅳ，民事法演習Ⅴ，刑事法演習Ⅰ，刑事法演習Ⅱ，刑事法演習Ⅲ <計 11 科目 22 単位>

2. 実務基礎科目

法律情報処理，実務講座，法曹倫理，要件事実論，刑事訴訟実務，民事裁判演習，刑事裁判演習，リーガル・クリニック，エクスターンシップ <計 9 科目 17 単位>

3. 基礎法学・隣接科目

法哲学，比較司法システム論，日本法史学，刑事政策，政治学Ⅰ，政治学Ⅱ，特別講義Ⅰ <計 7 科目 14 単位>

4. 展開・先端科目

地方自治法，環境法Ⅰ，環境法Ⅱ，環境法演習，労働法Ⅰ，労働法Ⅱ，社会保障法，租税法Ⅰ，租税法Ⅱ，金融商品取引法，保険法，知的財産法Ⅰ，知的財産法Ⅱ，国際私法，倒産法，経済法Ⅰ，経済法Ⅱ，国際経済法，経済法演習，消費者保護法，国際公法，精神医療と法，特別講義Ⅱ <計 23 科目 46 単位>

これらの展開・先端科目群は，もともと法律基本科目群に各論として位置づけられながら，社会の変化に対応して独立して特殊法と称される法領域や社会の新たな諸問題の中から生成し新しい法分野として発展してきた科目である。

基準 2-1-4

各授業科目における，授業時間等の設定が，単位数との関係において，大学設置基準第 21 条から第 23 条までの規定に照らして適切であること。

(基準 2-1-4 に係る状況)

(1) 大学設置基準第 21 条関係

本法科大学院では、法学未修者コース 1 年次～3 年次、法学既修者コース 1 年次～2 年次における必修科目の授業時間割の設定は、月～金曜日の 1 校時～5 校時の範囲内において、1 日に原則 1 コマ、多くても 2 コマの授業科目を設定するにとどめている。また、学生の学習準備に配慮し、同じ学生がなるべく必修科目を 2 コマ連続して受講することがないように、時間割上配慮している。

(2) 同第 22 条関係

本法科大学院では、期末試験期間を含め第一学期（通称前期）を 4 月初旬から 8 月初旬まで、第二学期（通称後期）を 10 月 1 日から 2 月下旬まで、通年 35 週間の期間にわたって授業を行っている。

(3) 同第 23 条関係

本法科大学院では、前期・後期の Semester 毎に授業科目を開設しており、1 つの授業科目の開講は、2 単位の授業科目であれば、15 回の授業回数確保できるよう 15 週間にわたる期間を学年暦で設定している。実際上も、定期試験を含めずこれとは別に、15 回の授業を実施している。演習授業（法学未修者コース 2 年次、法学既修者コース 1 年次配当の基幹科目）についても基本的にこの原則どおり授業を行っている。

休講となった科目については、学生と相談のうえ、補講日を決め、実施している。

2 優れた点及び改善の目標・方法・取組状況

<優れた点>

- (1) 必修科目のカリキュラムが、理論的教育と実務的教育の架橋を意識しつつ段階的に編成されている。
- (2) 法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目がそれぞれの教育目標のもとに開講されている。
- (3) 公法系、民事系、刑事系の分類においてバランスよく科目が配置されている。
- (4) 各授業の授業期間、授業回数が確保されている。
- (5) 必修科目の時間割編成がバランスよく適切になされている。

<改善目標及び目標実現の方法・取組状況>

(1) 法律基本科目の教育を強化するために、基礎科目の民法（財産法）科目等を増設する予定である。また、基礎科目の学修を補完し 2 年次の演習科目に架橋するために、基礎演習科目（公法、民事法、刑事法分野ごと）を 1 年次に配置する予定である。

(2) 理論的教育と実務的教育の架橋を意識した科目として、総合演習（公法、民事法、刑事法分野ごとに 3 科目）を 3 年次に配置する予定である。

(2) 教育方法

1 基準ごとの分析

ア 授業を行う学生数

基準 3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

(基準 3-1-1 に係る状況)

本法科大学院は、入学定員 30 人に対して専任教員 20 人（定員。現員 21 人）により密度の濃い少人数教育を施している。一つの授業科目における学生数は最大の授業でも 30 人が標準であり、討論方式によって行われる 2 年次の演習科目は 1 クラス 15 人（2 クラス開講）、起案練習やロールプレイを行う 3 年次の民事及び刑事裁判演習は 1 クラス 10 人（3 クラス）を標準とすることで、多方向・双方向による密度の高い教育を行えるようにしている。

入学者数の定員過剰や原級留置等による再履修が生じた場合であっても、非演習系科目で 20 人程度、演習系科目で 1 クラス 5 名程度の増加であれば、何らの支障なく授業を行なうことが可能である。

他研究科の学生または科目等履修生による科目の履修は、授業の性質及び規模により研究科学生の履修に支障のない限りにおいて許可することになっているので、科目等履修生の受入により授業が適切な規模を超える事態は生じない。

イ 授業の方法

基準 3-2-1

法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1 年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準 3-2-1 に係る状況)

本法科大学院においては、①基礎科目群と基幹科目群（設置基準等という法

律基本科目群に当たる)により、まず法的思考力の基礎を形成し、②こうして得られた能力を、実務基礎科目群により、実務へと架橋する。また、③基礎法学・隣接科目群により、それを人間と社会に対する洞察力を裏打ちする能力にまで高め、さらに、④展開・先端科目群による応用と深化を通じて、法的思考力を鍛えその幅を広げるよう、各授業科目の性質に応じた適切な教材及び方法による授業を実施している。

基礎科目群は法学未修者を対象としており、基本的な法概念や制度の説明に重点を置きつつも、一方的な講義とならないよう、質疑応答を取り入れ、疑問を見だし、問題への理解と考察力をより深められるよう努めている。

基幹科目群は、各法分野の基本知識を前提に総合力、応用力を養うべく、授業ごとに事例に関する資料（判例や参考論文、および判例評釈などの解説）を紹介し、予習して授業に臨むことを求め、授業では、当該事例に付される設問について毎時間終了後または授業中に論述して提出し（レポート）、添削を行う等、学生のより主体的で積極的な参加と、個別的指導を行うよう努めている。また、実務基礎科目群においては、現実に生起している社会的事実に触れさせ、それがどのように法律的な解決に導かれていくのか、その過程について理解を深めさせ、訴訟記録等を踏まえた実務的な法的処理、判断能力の養成を行うよう努めている。

年度始めに、1年間の授業の計画、各科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法等を記載した修学案内・シラバスを学生に配布し、また教育研究支援システム（TKC）を通じて学生に周知している。

法律実務基礎科目のうち「リーガル・クリニック」及び「エクスターンシップ」の実施にあたっては、本法科大学院の「法律実習における守秘義務の遵守について」（2006年2月8日教授会で承認）に定められているところに従い、受講生に誓約書を提出させるほか、実習前のスクーリングの際に法律相談を行うに当たっての心構えを指導する等、適切な指揮監督を行っている。

なお、法科大学院教育研究賠償保険への加入が必要であることを、入学手続案内に記載し、合格者に同案内と加入手続に必要な書類を同封して送っている。入学時のガイダンスにおいても、賠償保険への加入が必要であることを説明し、未加入者には個別に加入を説得している。さらに、「リーガル・クリニック」のシラバスに、受講のためには賠償保険への加入が必要であることを明記している。

学生の事前事後の学習を効果的に行うための具体的措置としては、

- (1) 授業時間割が学生の自習時間を十分に考慮したものとなるよう、時間割の作成においては、法律基本科目は1日に1科目から2科目、その他の選択科目等を含めても3科目以内になるよう工夫している。
- (2) TKC社と契約して法科大学院教育研究支援システムを採用し、Webを通じて各科目、授業回数毎の予習事項や課題の提示、レジュメ・関係資料の記載およびアップロードを行い、学生に対する事前の周知徹底を図ってい

る。

- (3) 予習は事前に読むべき教科書の該当頁，関連判例，参考文献等を記載する方法により，また復習は復習課題と提出時期，提出方法等を記載する方法により，適切に指示するようにしている。
- (4) 授業時間外の自習が可能となるよう，自習室には在学生数分の専用キャレールが備わっており，土日も含めて 24 時間自習室で集中して学習することができる。自習のために必要な法律図書を図書館，法学部資料室および自習室の書架に配置している。また，学生が限られた時間で効率的に学習できるよう，データベース TKC 社提供のロー・ライブラリーや West Law 等のオンラインデータベース，イントラネットによる情報提供サービスなどの IT 支援システムを整備している。

集中講義を実施する場合には，授業時間外の学習に必要な時間を確保できるよう，2 単位 30 時間の集中講義の場合，なるべく 5 日間かけて実施するようにしている。

随時，シラバスないし前もって示された方法に従い，論点の整理等を内容とするレポートも義務付けられる。

集中講義を実施する場合には，授業時間外の学習に必要な時間を確保できるよう，2 単位 30 時間の集中講義の場合，なるべく 5 日間かけて実施するようにしている。随時，シラバスないし前もって示された方法に従い，論点の整理等を内容とするレポートも義務付けられる。集中講義は、夏期休暇期間を利用して開講されるため、学生が事前事後の学習に必要な時間を十分に確保することができる。

なお、愛媛大学でサマースクールとして開講される集中講義では、学生は愛媛大学近辺のホテルに宿泊しながら授業を受けるため、移動の時間はかからない。また、学生の移動及び宿泊に必要な経費はすべて大学が負担している。このサマースクールについても、予習のために教科書の事前指定を行い、TKC に授業概要や講義資料を掲載することができるようにしている。

2 優れた点及び改善の目標・方法・取組状況

<優れた点>

(1) 高密度の少人数教育

本法科大学院は，香川大学と愛媛大学とが連合して設置し組織していることにより，1 学年 30 名の学生定員に対し定員 20 名の専任教員を整えており，専任教員 1 人当たりの学生数は，1 学年につき 1.5 人となり，全国の法科大学院の中でもトップクラスの密度である。これにより，学生一人ひとりに対する手厚く丁寧な指導が可能となり，各授業の 1 クラスの学生数は，演習科目においては 10～15 人程度，最多の授業科目でも 30 人程度に抑えられ，法科大学院に求められる双方向・多方向形式による密度の高い教育が実現されている。平成 22 年度以降においては、学生定員を 20 名

とし、さらにきめ細やかな少人数教育を実現する。

(2) 優れた自習環境

本法科大学院は、自習室に学生の収容人数に応じたキャレルを設置しており、学生は専用のキャレルにおいて、土・日を含め 24 時間学習できる環境にある。また、情報端末コンセントから、学内 LAN に接続することにより、TKC や West Law のオンラインデータベースを自由に利用できると同時に、イントラネットを通じた DVD 等の情報提供サービスも行っている。

<改善目標及び目標実現の方法・取組状況>

(1) 集中講義形式の授業における予習・復習

集中講義形式の授業における予習・復習時間を確保できるよう、2 単位 30 時間の授業を 5 日にかけて実施することを原則としているが、集中講義による場合は予習・復習時間が不足しがちであるので、集中講義についてもできる限り早期に授業概要を提示し、受講生が十分な事前の予習時間をとれるよう、配慮したい。

(2) TKC を通じた予習・復習課題等の提示

TKC を通じた予習・復習課題、レジュメ・教材等の提示は、特にコンピュータ操作に馴染んでいない年配層の教員の中に、実施できていない者がおり、100%の実施が課題となっている。

(3) 法律基本科目の教育を強化するために、基礎科目の民法（財産法）科目を増設する予定である。また、基礎科目の学修を補完し 2 年次の演習科目に架橋するために、基礎演習科目（公法、民事法、刑事法分野ごと）を 1 年次に配置する予定である。

(4) 理論的教育と実務的教育の架橋を意識した総合演習（公法、民事法、刑事法分野ごと）を 3 年次に配置する予定である。

(5) おなじく理論的教育と実務的教育の架橋を意識して法律実務基礎科目の臨床法学教育を強化するために、エクスターンシップの派遣先を増やし、従来の愛媛大学に加えて、香川大学でも無料法律相談所を開設しリーガル・クリニックを実施する予定である。

(3) 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

ア 成績評価

基準 4-1-1

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

（基準 4-1-1 に係る状況）

(1) 本法科大学院では、成績評価を秀，優，良，可，不可の5つのランクに分類（平成19年度入学生から適用，それ以前の入学生についてはA＋，A，B＋，B，C，不可の6ランクに分類）し，平常点・期末試験等の成績を総合した評点に応じ，90点以上を秀，85点以上90点未満を優，75点以上85点未満を良，70点以上75点未満を可，70点未満を不可と判定することとし，これを修学案内において明示している。なお、成績評価を5つのランクに変更したのは、全学的な電子情報処理に参入するために、全学が採用するランク数に統一する必要があったためである。

(2) 成績評価方法については，期末試験・中間テスト・レポートの結果，授業中の発言，出席の状況など評価の基準となる要素を具体的に示し，要素ごとの配点をシラバスにおいて予め公表することとしている。また，期末試験と平常点との割合について標準的な評価比率を定めており，法的知識の修得が重要となる基礎科目群等においては期末試験に比率を高め，双方向・多方向による質疑・議論等が重要となる基幹科目群等については，平常点の比率を高め設定し，科目の性質に応じた適正な評価がなされるよう工夫している。以上の標準的な評価比率は，シラバスの「成績評価基準」項目において，各授業科目の性質に即した，より具体的な評価方法・配点比率として明示され，学生に周知されている。なお，期末試験は氏名を記入させず学籍番号のみを記入させ，試験の成績評価について公平性を確保するように配慮している。また，随時，シラバスないし前もって示された方法に従い，論点の整理等を内容とするレポートも義務付けられる。

授業欠席が多い場合単位を認定しないことができるかについては，当初，明確な基準がなく，授業担当の各教員の判断によっていたが，正当な理由なく授業の3分の1以上を欠席した場合は単位を不認定とし，この取り扱いは，授業

担当者があらかじめシラバスに掲載し、学生に周知した場合に行えることとする明確な統一基準を設け、平成 18 年度から適用することとした。

成績評価の各ランクにおける具体的な人数の分布については、担当教員ごとに評価の大きなばらつきが出ることを避け、かつ、学生に対する甘い評価とならないよう、秀を全履修者の 5%以内、秀及び優以上の合計を全履修者のおおむね 25%以内とする基準を設け、これを修学案内に明示し、厳正な成績評価がなされるようにしている。

(3)本法科大学院は 1 学年の定員が 30 名という少人数教育を特徴としており、レポート等の平常点あるいは期末試験の採点においては、時間をかけ丁寧に行うことができるというメリットがある。この点は、成績評価後における学生への対応においても同様であり、自己の成績評価につき疑問がある場合は、事務を通じ当該科目の成績調査依頼を行うことができ、授業担当教員との面談により、当該学生の答案等に基づき成績評価の具体的内容の説明を受けることができる。平成 21 年前期からは、なお疑問が残る者は所定の手続きにより成績評価について異議を申し立てることができることとした。

成績の採点分布については、定例 F D 研究会等において、科目ごとの分布状況のデータが示され、全教員の間で情報の共有が図られるとともに、極端に偏った分布等があればチェックをかけ、全体で検討を行うことが可能となっている。

なお、秀及び優（旧履修要項の場合は A +、A 及び B +）以上の合計は、修学案内記載のとおり「おおむね」の数値であり、実質的に厳格かつ適正な能力判定結果となるよう、各授業担当教員において適切な運用を行うことで全体の意思統一を図っている。また、成績評価方法については、絶対評価と相対評価の組み合わせの問題など検討すべき事項があり、厳正な成績評価に必要と考えられる課題については、定例 F D 研究会で継続的な検討を加え、教員間における共通認識の形成を図っている。

さらに、成績評価の厳正さを確保するため、複数の教員が担当する一部授業科目（「民法 I」、 「民事法演習 IV」 など）では、期末試験の作成・採点なども複数の教員で行っている。

「学生による授業評価アンケート」においては、平常点・期末試験等成績評価に関わる質問項目（基礎科目群については、「設問 22 小テスト等の出題内容は適切でしたか?」、 「設問 31 期末試験について事前に十分な説明はありましたか?」、 「設問 32 期末試験の範囲・内容等は授業内容からみて適切でしたか?」、 基幹科目群については、「設問 21 平常点（質疑応答など）の評価方法は適切なものでしたか?」、 「設問 22 期末試験の内容・方式は適切なものでしたか?」）を設けており、成績評価の適正さの判断材料として、学生の視点も加えることができるようにしている（【基準 5-1-1】参照）。

学生が当該年度に受講した科目の成績評価については、前期・後期の各期末に事務部を通じて当該学生にその結果が通知される。なお、科目ごとの期末試験の成績評価基準については、成績通知後 2 日以内に採点基準を明らかにした

ものを学生に公表することとしており、文書の掲示やTKCを利用しての掲示によって学生に告知されている。

成績分布のデータは、学生への成績情報提供の充実という観点から、平成18年度から、前後期の学期末ごとに、当該学期に開講された全科目の成績分布データを一括して学生に公表することとし、加えて、GPAに基づく学内成績順位も個々の学生に通知し、これにより、科目ごとの、あるいは、全体における自己の成績状況を学生が把握できるように改善を施した。

(4) 期末試験の実施に際しては、その2週間前までに、各科目の担当教員は、出題方針を明らかにし学生に公表するものとしている。これは、期末試験においてどのような能力を判定するのか、それに付随する事項として、出題の形式等を事前に学生に教示し、試験日までの準備・復習期間における学習を適切な方向へ導く効果を狙ったものである。なお、この対応は、「学生による授業評価アンケート」において寄せられた複数の要望に基づき改善を図ったものでもある。

期末試験の実施時期は、修学案内に明記した学年暦の期間内において実施しているが、一定のやむを得ない事情により受験できなかった学生については、追試験を受ける機会を設けており、当該学生に不利益が生じないように配慮している。なお、追試験を受ける要件としては天災等、修学案内に列挙された理由に限られ、その受験資格は証明書類を提出させることにより厳密に認定し、また、教員には本試験と同一の試験問題で実施することのないように注意を促しており、通常の期末試験を受ける学生が不利とならないようにしている。

必修科目のうち期末試験を実施する科目において、期末試験を受け、当初の成績評価において合格点に達しなかった科目があれば、当該科目の成績評価を保留扱いとし、前期・後期を通して合計4単位を限度（2単位科目であれば2科目まで、4単位科目であれば1科目のみ）とし、再試験を受けることができる。当該措置は、限られた科目数であれば一定期間の再学習により理解の遅れは回復可能であるとの判断から設けたものである。再試験の実施に先立ち当該科目の担当教官が再試験のための受験指導を実施すること、合格点に達しなかった科目の平常点が一定の基準以下の場合には当該措置を受けることはできないこと、再試験の結果に基づく評価は可か不可のいずれかとする、期末試験と同一の範囲から類似した問題を出題しない（再試験の実施にあたり、その旨の注意を教授会において徹底する）ことなど、当該措置が本来の趣旨から逸脱して用いられることを防ぐとともに、当該措置の適用を受けない学生が不利とならないよう配慮している。

しかし、成績評価をいっそう厳格にするために、平成22年度から再試験を実施しないことにした。

イ 法学既修者の認定

基準 4-3-1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

（基準 4-3-1 に係る状況）

本法科大学院では入学定員 30 名のうち 5 名程度の法学既修者コース生を募集しており、入試合格者を対象に本法科大学院法学未修者コース 1 年次に開講する基礎科目群である憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、商法の 6 分野につき法律科目試験を実施し、法学の基礎的な学識を有する者であると認められたものを、法学既修者と認定している。法学既修者の認定を受けた入学者に対しては、卒業必要単位 95 単位のうち、1 年次に開講される基礎科目群 28 単位（憲法 I・II、民法 I～IV、民事訴訟法 I・II、商法 I・II、刑法 I・II、刑事訴訟法の計 13 科目）を修得したものとみなし、残りの 67 単位を在籍 2 年間で修得させることにより、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮した在学期間の短縮を認めている。

法律科目試験は、法学検定試験委員会実施（財団法人日弁連法務研究財団・社団法人商事法務研究会主催）の法学既修者試験の成績を利用可能しているほか、平成 17 年度入試から本研究科も独自に既修者試験を実施することにより（重複受験可）、入学者選抜における「公平性」、「開放性」、「多様性」の確保を図っている。

いずれの法律科目試験の成績による場合も、①各科目につき基礎的学識を修得していると認めることができ、かつ、②全科目の合計で 6 割程度以上の得点を標準とした上で、試験の難易度等を考慮しながら合否判定を行うことにより、適切な既修者認定を行えるようにしている。これらのうち①の要件が定める、「各科目につき基礎的学識を修得」しているか否かは、当該法律科目試験の成績及び当該科目に関する学部成績を総合して判定している。

本法科大学院の既修者試験の出題委員は匿名とし、また、既修者試験の採点においては、受験番号を伏せて採点することにより、出題・採点における公平を保つようにしている。出題委員に出題を依頼する際、過去に出題された問題と重複しないよう注意を促しており、また、出題委員が作成した問題は点検委員が出題形式や内容を点検している。

2 優れた点及び改善の目標・方法・取組状況

<優れた点>

- (1) 高密度の少人数教育
- (2) 履修制限の制度を設け、理解の不十分な学生が応用的科目や程度の高い

科目を履修できないようにし、理解の程度に応じた学修ができるようにしている。

- (3) 既修者認定について、欠点主義の採用により厳格な認定と運用が行われている。

<改善目標及び目標実現の方法・取組状況>

- (1) 成績評価は秀及び優を4分の1にする相対基準を設けているものの、一応の目安であるため、絶対評価と相対評価のバランスにつき科目間でばらつきがみられるので、FD活動等を通じてなおも成績評価の基準につき教員間の認識について統一を図れるよう努める。
- (2) 成績評価に対する異議申し立て制度を導入し、成績評価の透明性を高め、厳格かつ公正な成績評価の実現に努めている。また、平成22年度から、再試験を廃止する予定である。

(4) 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

基準 5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準 5-1-1 に係る状況)

平成 15 と 16 年度に設置した授業自動収録システムで授業の録画、録音を行っている。録画後に授業の進行などを確認・検討して、授業の改善を図り、自己点検並びに他の教員の参考に供している。

また、評価・FD委員会による学生への授業アンケートを実施し、これを分析、検討して授業改善の資料として提供し、教員によるFD研究会で組織的な授業改善に取り組んでいる。教員は日常的に授業の相互参観を行ない、教員相互に意見交換を行なっている。さらに、四国弁護士会連合法科大学院支援委員会の弁護士を中心に弁護士による授業参観が継続的に行なわれ、弁護士、学生、教員の三者間（過去、弁護士と学生、弁護士と教員のときもあった）で意見交換を行っており、実務家の視点から授業や教材の重視すべき争点や実務上は重要でない論点を教員が説明していることの意義、教員側からは体系的な授業の必要性について活発な意見が交換され、理論と実務の架橋、研究者教員には実務の視点を、実務家教員には教育方法の向上をはかる機会となっている。また、学生に対する問いの投げかけ方や学生の目の高さで授業を行なうことなど、率直な意見を述べながら、事前に配布するレジュメの内容の工夫や授業時間内での時間配分の改善など、授業改善に役立てている。

学生の授業アンケートにおいては、前後期末に授業内容の程度（レベル）・わかりやすさ・進度等の教育内容に関わる項目、教材や機器の効果的使用・教材の提供・予習や復習の指示・教員の話し方等の教育方法に関する項目を設けており、この結果から、科目ごとに、あるいは全体的に問題点を明確化し、改善策を検討している。アンケートの結果をより確実な授業改善へと結びつけるために、平成 18 年度からは学期途中にアンケート調査を行ない、現に学生が受講している授業を改善する目的で「授業評価アンケートのフィードバックシステム」を整備し、授業の改善が組織的、継続的に行なわれるようにしている。

学期途中のアンケートの項目は、授業改善に直結する授業内容・方法等に関するものに限っている。その結果を評価・FD委員会が授業担当教員に通知する。各教員は改善が必要と考える項目について改善策を考え、これをweb上の記載などの文書によって学生に公表する。改善の有り様は、学生による学期末アンケートの評価及び教員の授業改善報告書の内容に連結する。学期末アンケートには、択一項目に加えて、学生が自由な意見や要望を書き込める欄を用意している。アンケート結果はすべて担当教員に文書で渡される。授業改善報告書は、web上に掲載されたアンケート結果について、教員がweb上の報告書に書き込むことにより作成される。

なお、FD研究会の議事録については、平成 17 年度からは、従来の議事要

旨に加え、より詳細な議事録を備えるように改善を施した。また、教員相互の授業参観や弁護士による授業参観は、FD研究会の議題資料として活用し、授業を参観した弁護士との意見交換の素材となっている。

基準 5-1-2

法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

(基準 5-1-2 に係る状況)

本法科大学院では、理論と実務の架橋を図る目的で、基幹科目の一部に研究者教員と実務家教員が共同で授業を担当する科目、あるいは、数回に1回の割合で弁護士に非常勤講師として授業に参加してもらう科目を設けている。前者において、実務家教員は、実際の授業の過程で教育上の知見を共同担当する研究者教員から得ることができる。また、研究者教員は、共同で担当する授業、実務家教員も参加するFD活動など、以下のような機会を通じて、実務上の知見の獲得を図っている。

実務家教員は、課外授業の一環として、学生との懇談会を開催し、学生の授業に対する要望や不満を聴き取り、また、法曹を目指す学生のための助言、指導を行う中で、教育経験を積んできているとともに、日弁連や法科大学院協会、形成支援プロジェクト主催のシンポジウムに参加して研修を積み重ねている。

一方、研究者教員は、日弁連、法科大学院協会、法律関係団体の主催する各種シンポジウムに積極的に参加して知見を広め、そこで得られた知見を法科大学院の授業の内容や進め方についての参考に供しているとともに、名古屋大学を基幹校とする専門職大学院等形成支援プロジェクトに参加し、そこでの民事模擬裁判、刑事模擬裁判の教材作成、法律相談、ローヤリングのための映像教材の作成に共同して従事することによって、実務上の知見を広めている。また、本法科大学院の研究者教員の一部は、裁判所の参与委員、司法委員として実際の訴訟事案を裁判官と協力しながら処理することにより実務の経験を積み、裁判実務に参加するとともに、ADRの面で、弁護士会の各種委員会の委員、国、自治体の審議会等の委員となっている。さらに、一部の研究者教員は実務研修を経て弁護士登録し、本法科大学院が運営する無料法律相談に応じ、また弁護士事務所に席を置いて実務に携わり、実務での経験を授業で話し、経験した事件を教材に活用し、あるいは実務を意識した解説がうまくできるようになるなど、実務経験を教育に還元している。また、高松簡易裁判所での裁判傍聴及び傍聴事例を題材とした裁判官との懇話会を開催し、これに研究者教員が参加してきた。これを教育へ反映させることとしている。

2 優れた点及び改善の目標・方法・取組状況

<優れた点>

- (1) 教員がそれぞれ法科大学院教育の充実のために、学生の教育や実務の研修に積極的に参加する努力をしている。FD研究会での議論を活発に行い、

教育内容、授業の在り方、成績評価の在り方を常に研究し、また専門職大学院 GP（専門職大学院等における高度職業人養成教育推進プログラム（平成 21 年度）「中四国法科大学院連携教育システムの構築」）の共同研究において他の法科大学院との交流を進めて、教育改善に努めている。

<改善目標及び目標実現の方法・取組状況>

- (1) 研究者教員の実務経験，実務家教員の実務経験を積むための研修会への積極的な参加の機会を確保するため，予算措置を改善していく必要がある。そのためにも，今後，積極的に外部の競争資金の獲得を目指して努力することが肝要である。
- (2) 法科大学院協会が主導する「コア・カリキュラム」（共通的到達目標）の策定、実施（専門職大学院等における高度職業人養成教育推進プログラム（平成 20 年度）「法科大学院コア・カリキュラムの調査研究」）について、シンポジウムに参加するなど、これに積極的に取り組んでいく。

Ⅲ 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

ア アドミッション・ポリシー

基準 6-1-2

入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

(基準 6-1-2 に係る状況)

本法科大学院においては、アドミッション・ポリシーに基づき、本法科大学院が求める法曹に共感できる入学者を選抜すべく、学力検査(小論文及び面接)、法学既修者試験が行われている。

また、このことは入学者選抜の配点比率にも反映させている。例えば、一般試験の場合、適性試験 50%、小論文 30%、面接 10%、入学志望理由書・学業成績及び履歴書の評価点 10%(他学部卒業者及び社会人の場合、適性試験 40%、小論文 30%、面接 10%、入学志望理由書・学業成績および履歴書の評価点 20%)とし、受験生の意欲や経歴を総合した多様なポイントを評価に加えた選抜を行っている。

基準 6-1-3

法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

(基準 6-1-3 に係る状況)

本法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して公正な機会が等しく確保されるよう、自校出身者の優遇措置は一切講じていない。また、公開可能な合否判定基準に関する情報は、すべての受験生が等しく知る機会を得られるよう事前に明示するとともに、小論文の採点においては受験番号を伏せ、また面接においては、面接委員が指導している学部等の学生を担当しないよう配慮している。過去の入試において自校出身者の受験者数の割合に比べて合格者数の割合が著しく多いということはない。

入学者への法科大学院に対する寄附等の募集は行っていない。

基準 6-1-4

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

(基準6-1-4に係る状況)

入学者選抜に当たっては、独立行政法人大学入試センターによる適性試験、及び(平成18年度から)日弁連法務研究財団・商事法務研究会の主催する統一適性試験を用いて、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等を適確かつ客観的に評価するようにしている。総合点に占める適性試験の得点比率は、一般枠において50%、他学部卒業者・社会人枠において40%である。

また、法学既修者の認定についても、法学検定試験委員会(日弁連法務研究財団・商事法務研究会)の主催する試験、または本法科大学院独自の既修者試験を課すことにより(重複受験可)、2年コースで教育を受けるために必要な適性及び能力等についての的確かつ客観的な評価を行っている。

イ 収容定員と在籍者数

基準6-2-1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものにならないよう配慮されていること。

(基準6-2-1に係る状況)

本法科大学院の在籍者数については、入学者数が収容定員(90人)を上回る状態にならないよう推計しながら合格者数を決定している。

2 優れた点及び改善の目標・方法・取組状況

<優れた点>

- (1) 四国地域唯一の法科大学院として地域に親しみ、活躍する法曹を数多く養成するという本法科大学院の理念を実現するために、四国地域内における入試説明会の実施に力を入れており、毎年、香川県、愛媛県、徳島県、高知県の四国四県において入試説明会を実施してきた。
- (2) 多様な法曹の養成に定めるため、他学部卒・社会人経験者を対象に9名の優先的合格枠を設け、その知識・経験を重視した特別の配点比率による選抜を実施しており、過去の入学者に占める他学部卒・実務経験者の割合は、目標の3割を超えている。

<改善目標及び目標実現の方法・取組状況>

- (1) 入学者に占める他学部卒・実務経験者の比率は一般的に年々減少しており、低下を防止することが課題である。そのため、ホームページやパンフレットを改善するなど、広報活動の強化を通して、他学部卒・社会人経験者の増加に努めている。

IV 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

ア 学習支援

基準 7-1-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

(基準 7-1-1 に係る状況)

本法科大学院では、以下のような履修指導が行なわれている。

- (1) ガイダンスは毎年4月の開講前に、①法学未修者コース学生に対する新入生ガイダンス、2年次生ガイダンス、3年次生ガイダンスの3種類のガイダンスを実施している。法学既修者コース学生については、入学時に上記新入生ガイダンスと2年次生ガイダンス双方への出席を義務付けている。
- (2) 法学未修者に対しては、スムーズに法学教育に入っていけるよう、入学式前に入門講義(内容は、法学入門、公法入門、民事法入門、刑事法入門を各120分ずつ行っている)を実施している。また、上記新入生ガイダンスにおいて法科大学院での教育目標とカリキュラムの内容、3年間の段階的な学習内容を詳細に説明したうえで、履修指導上、1年次前期においては、法律基本科目群のうち法律基礎科目である憲法、民法、刑法の各科目に重点を置いて学習するよう指導しており、前期に開講される他の科目もこの点に配慮しつつ授業を行っている。
平成21年度は、22年度入学者等のために、12月～3月に11回にわたり公開プレスケーリングを実施した。
- (3) 法学既修者に対しては、上記(1)のとおり、法学既修者コースの入学時に、新入生ガイダンスと2年次生ガイダンスへの出席を義務づけ、法科大学院の教育と法学部の教育との質的相違を説明し、授業に臨むうえでの注意事項を指導している。
- (4) 以上のガイダンスにおいては、修学案内を用いて、コース毎の標準履修モデルを学生に周知している。

また、本法科大学院の特徴である環境法分野とビジネスロー分野の履修については、これらの特別履修モデルを掲記した修学案内を用い、これらの分野を修得するに必要な他の科目や法律基本科目との関係等を学生に周知し、履修上注意するよう指導している。

基準 7-1-2

各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制

の整備がなされていること。

(基準 7-1-2 に係る状況)

本法科大学院では、学生に対する学習相談、助言体制に該当する事柄として、以下のことを実施している。

(1) まず、専任教員毎に、主に授業終了後の時間帯にオフィスアワーを設定し、個々の学生毎の相談に応じている。利用者は、直前の授業の受講者に限らない。オフィスアワーの時間帯、利用方法については、修学案内に掲載するとともに入学時のガイダンスで周知している。

また、以上とは別に、全学年の学生を対象に、個々の学生につき学生面談を実施している。毎年5月～6月の間の一週間を利用し、全教員が2名ずつ1組となり、1組につき2、3名の学生に対し、学習の進捗状況、学習環境に関する要望、授業への要望等の事柄を中心に面談を実施し、本法科大学院のFD研究会でその内容を報告しあい、学生の学習環境の改善のための資料としてきた。

平成19年5月からは、対象学生を固定して全教員が分担して相談・指導に当たる指導教員制を採用し、学生面談は2名1組の指導教員が対象学生に対して随時行う体制に改めた。上記の一斉面談も引き続き実施している。

(2) 相談助言の実施は、共用施設または教員研究室を用いて実施している。共用施設として、講義室隣に、教員と学生とのあいだでも利用できる談話室を設置している。

また、研究室での相談をよりスムーズに行えるように、研究室のある建物内には研究室の配置図を備えて、学生のアクセスを容易にしている。さらに、セキュリティーの高い建物に研究室が置かれている教員に対する相談に支障を生じないように本法科大学院事務室で手続を行えば、当該研究室に入室できるよう手当てをしている。

さらに、学生が心理的にも各教員へアクセスしやすいようにする目的で、全教員と新入生との懇談会を、例年4月下旬～5月初旬の間に開催している。

イ 生活支援等

基準 7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

(基準 7-2-1 に係る状況)

本法科大学院では、以下のように学生への協力，相談体制を整えている。

- (1) 経済的支援については、日本学生支援機構はもとより、これ以外にも四国地区の伊予銀行公益信託池田育英会による奨学生の応募窓口を設け、学生に周知している。

百十四銀行、伊予銀行の支援により、法科大学院学生のために、低利の教育ローンを利用できるようにしている。

また、本学（香川大学）独自の措置として、学生の家庭状況，学力等を考慮して、学生の申請に基づき、一定の基準を満たす者に対して、授業料を免除している。状況により年間授業料の半額または全額のいずれかが免除される。入学料についても同様であり、家庭状況，学力等を基準として、免除ないし支払猶予の措置がとられている。

さらに、平成18年度から、学生50名につき1名の割合で、特待生を選定する制度が導入されている。これにより、とくに成績が優秀である者を特待生として扱い、特待生となった者には、家庭状況，経済状況いかににかかわらず、後期の授業料が免除される。

- (2) 学生の健康，ハラスメントに関する相談体制は、香川大学全学の制度と連携しながら整備している。

メンタルヘルス関係では、香川大学保健管理センターが学生からの相談を受け付け、専門家によるカウンセリングを受けることができる体制になっている。

ハラスメントに関しては、香川大学全学の体制として、ハラスメント相談員が置かれており、相談員のメールアドレス，電話番号を学生に公表し、ハラスメント相談を受け付けることになっており、本法科大学院からも男性教員1名，女性教員1名がハラスメント相談員となっている。

これらを含め、香川大学学生生活支援グループにおいては、「なんでも相談窓口」が設けられており、メンタルヘルス，ハラスメント以外の相談も受け付ける体制がとられている。

本法科大学院では、学務係が窓口となって相談事を受け付けており、具体的な相談にあたっては、本法科大学院教務・設備委員会が中心となって、授業内容以外に関する学生からの生活相談を受け、相談・助言を行っている。

ウ 障害のある学生に対する支援

基準 7-3-1

身体に障害のある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害のある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

(基準 7-3-1 に係る状況)

- (1) 受験の機会の確保について

本法科大学院では、身体に障害がある受験希望者（学校教育法施行令第22条の3に定める身障の程度を対象とする）で受験上特別な措置を希望する者

に対しては、出願に際してあらかじめ相談を受ける制度を用意し、受験希望者からの申請に基づき、必要に応じて面談を行い、適切な対処方法を検討することになっている。

(2) 入学後における修学の障壁をなくすための設備面について

本法科大学院の施設（香川大学法学部および香川大学大学院地域マネジメント研究科との共用）には車イス用のスロープ，エレベーター，障害者用のトイレの設置がされている。

(3) 身体に障害のある学生に対する修学支援体制について

本法科大学院では、上記のような設備を備え、身体に障害のある学生に対応しているが、障害のある学生が入学すれば、テイクノートや文字情報による資料の配布など障害の事情に応じた対応をとることになっている。学生数が少人数で、1クラスの規模も小さいことから、学生一人ひとりを教員、事務が把握しやすい状況にあるので、障害の事情を把握し、個々に対応できる。本法科大学院は、障害のある学生に対し十分なケアは行き届く環境にあり、修学に際しての受け入れ態勢は用意されている。

2 優れた点及び改善の目標・方法・取組状況

<優れた点>

- (1) 学生定員1学年 30名であるので、柔軟かつきめ細やかな修学や生活指導が行えている。
- (2) 少人数の学生に対し専任教員 20人（定員。現員 21人）が指導に当たるので、個々の学生とコミュニケーションをとりやすい環境にあり、また実際にそれが実践されている。
- (3) 相談体制についても、本法科大学院に相談専門員はいないにせよ、学生からの相談を受け付けやすい環境を提供できている。
- (4) 四国弁護士会連合法科大学院支援委員会を中心とする各県弁護士会所属の弁護士、四国各県弁護士会と個々の弁護士、四国4県及び各縣市町村など自治体、香川県商工会議所をはじめとする各経済団体や企業を会員とする「四国ロースクール後援会」等、四国地域からの支援を受け、地域の支援環境が整備できている。

<改善目標及び目標実現の方法・取組状況>

- (1) 修了後の進路選択にかかわる助言体制が十分に整備されているとはいえない。指導教員制度を導入し、教員の指導責任体制がより明確になったことを契機に、今後も引き続き進路に関する相談もより充実するよう努める。

V 教員組織

1 基準ごとの分析

8-1 教員の資格と評価

基準 8-1-1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準 8-1-1 に係る状況)

本法科大学院は、入学定員 30 人に対し 21 人の専任教員を配置している(現員 21)。専任教員配置の内訳は、延べ人数で、法律基本科目 26 科目について 13 人、法律実務基礎科目 9 科目について 6 人、基礎法学・隣接科目 7 科目について 0 人、展開・先端科目 10 科目について 5 人である。また、本法科大学院の特徴として重視し設置している展開・先端科目群のビジネスロー分野及び環境法分野の授業科目については、専任教員 3 人(経済法 1 名、環境法 2 名)のほか兼担・兼任教員として 2 人(経済法 1 名、環境法 1 名)を配置している。なお、兼担・兼任教員は基礎法学・隣接科目 7 科目について 7 人、展開・先端科目 12 科目について 11 人である。

専任教員及び兼担・兼任教員は、いずれも担当する専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行なうために必要な高度の教育上の指導能力を有しており、その資料は本法科大学院ホームページ上の教員組織、香川大学ホームページ上の研究者総覧(URL: <http://www.ceda.kagawa-u.ac.jp/kudb/servlet/RefOutController?exeB0=WR41000B0&monitorID=WR41000>)及び年次要覧において公表されている。また、愛媛大学所属教員については愛媛大学ホームページ上の愛媛大学教育研究者要覧(URL: <http://kenqweb.office.ehime-u.ac.jp/yoran/>)においても公表されている。

基準 8-1-2

基準 8-1-1 に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準 8-1-2 に係る状況)

本法科大学院における専任教員の担当する専門分野毎の内訳は、延べ人数で、憲法が教授 2 名、行政法が教授 1 名、民法が教授 3 名及び准教授 1 名(計 4 名)、商法が准教授 1 名(計 1 名)、民事訴訟法が教授 1 名(計 1 名)、刑法が教授 1 名及び准教授 1 名(計 2 名)、刑事訴訟法が准教授 1 名、実務基礎科目が教授 5

名（実務家教員）及び准教授 1 名（研究者教員）（計 6 名）、展開・先端科目が教授 4 名及び准教授 1 名（計 5 名）である。

また、専任教員のうち実務経験を有する教員は 5 人を配置している。

専任教員はいずれも必要な教育上及び研究上の業績を有しており、また、その担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有している。その資料は、学外での公的活動や社会貢献活動とともに、自己点検及び評価を公表する本法科大学院ホームページ（URL: <http://www.ls.kagawa-u.ac.jp/>）において開示されている。

大学設置基準第 13 条及び大学院設置基準第 9 条に規定する専任教員は 3 名であり、現員 19 名の 3 分の 1 を超えていない。この 3 名は、連合形態で設置している本法科大学院のうち香川大学所属の教員であり、香川大学所属教員に限っても「専・他」は 14 名中 3 名であり、この場合においても 3 分の 1 を超えるものではない。

基準 8 - 1 - 3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

（基準 8 - 1 - 3 に係る状況）

本法科大学院の専任教員の採用及び昇任に関しては、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するために、本研究科が定める教員選考規程に基づき、人事委員会の議を経て研究科長が教授会に発議し、教授会が設置する教員選考委員会における審査を経て、教授会において当該教員の採用及び昇任を審議し可否を決定する。教育業績及び研究業績に関しては、教授会で決定した「香川大学大学院 香川大学・愛媛大学連合法務研究科教員選考に関する申合せ」に定める基準に基づいて、その教育業績及び研究業績につき厳格な審査を行なっている。なお、愛媛大学の教員選考規程との整合性を図るべく、従前の本研究科選考規程並びに同申し合わせを平成 20 年 9 月に改正した。

また、本法科大学院の兼担・兼任教員の選考については、専任教員の選考に関する教員選考規程とは別個に「兼担及び兼任教員選考要項」が定められている。この要項に基づいて、本法科大学院において「教育上主要と認められる授業科目」を担当する兼担・兼任教員の選考と選考基準及び選考手続には、専任教員の選考に関する教員選考規程が準用され、教授会で選考の可否が決定されている。その他必要な兼担・兼任教員の選考は、同要項が定めるところに基づいて、当該担当科目に関する教育経験や当該担当科目及びこれに関連する業績等を参酌し、教務・設備委員会が候補者を教授会に提案し、教授会出席者の過半数の賛成を得た場合に当該科目の担当者として決定している。

8-2 専任教員の配置と構成

基準 8-2-1

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

（基準8-2-1に係る状況）

本法科大学院（法務専攻のみの1専攻）では、入学定員30人（収容定員90人）に対し専任教員21人（定員20人）を配置しており、基準8-2-1の規定により必要な数（12人）を上回っている。21人のうち教授は14人で半数を上回る。また、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の各分野において1名以上の専任教員を配置している。

さらに、ビジネスロー及び環境法を重視する本法科大学院の特徴としている経済法及び環境法の担当については経済法1名、環境法2名の計3名の専任教員を配置している。

基準 8-2-2

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

（基準8-2-2に係る状況）

専任教員の科目別配置は、延べ人数で、憲法2名、行政法1名、民法4名、商法1名、民事訴訟法1名、刑法2名、刑事訴訟法1名、法律実務基礎科目6名、展開・先端科目5名である。本法科大学院はビジネスローに精通し国際的視野を持つ法曹及び環境保全を推進する法曹の養成を重視しているので、展開・先端科目のうち経済法Ⅰ、経済法演習及び国際経済法の担当に専任教員1名、環境法Ⅰ、環境法Ⅱ及び環境法演習の担当に、法律基本科目をも担当する専任教員2名を配置しており、本法科大学院の教育目的に応じた適正な配置を行っている。また、労働法Ⅰ、労働法Ⅱ及び社会保障法の担当に専任教員1名を配置し、倒産法の担当に、法律基本科目をも担当する各1名の専任教員を配置している。

専任教員の年齢構成は、30歳代4名、40歳代7名、50歳代6名、60歳代2名であり、年齢バランスは適正といえることができる。

8-3 実務経験と高度な実務能力を有する教員

基準 8-3-1

基準 8-2-1 に規定する専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

(基準 8-3-1 に係る状況)

本法科大学院の専任教員（定員 20 名，現員 21 名）のうち専攻分野において 5 年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する実務家教員は 5 名であり、基準 8-2-1 に規定する 専任教員の数の 2 割以上である。その高度の実務能力については、とくに民事訴訟法領域においての経験が豊富な 3 名が、民事法演習 V または民事裁判演習、要件事実論及びリーガル・クリニックやエクスターンシップを担当している。そして、とくに刑事訴訟法領域において経験が豊富な 2 名が刑事訴訟実務または刑事裁判演習を担当している。さらに、実務講座を担当する実務家教員がいる 5 名の実務家のうち、みなし専任教員は 1 名であり、実務講座 4 単位，法曹倫理 1 単位及び刑事裁判演習 2 単位の合計 7 単位を担当し、教授会の構成員として、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担っている。

基準 8-3-2

基準 8-3-1 に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも 3 分の 2 は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

(基準 8-3-2 に係る状況)

基準 8-3-1 に規定する本法科大学院の実務家専任教員 5 名（みなし専任を含む）は、いずれも高度の実務の能力を有し、10 年以上法曹としての実務の経験を有する者である。

8-4 専任教員の担当授業科目の比率

基準 8-4-1

各法科大学院における教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

(基準 8-4-1 に係る状況)

本法科大学院における 教育上主要と認められる授業科目は、まず、本法科大学院教育のコアである 法律基本科目群（必修科目である基礎科目群及び基幹科目群の科目計 54 単位）と 法律実務科目群の必修科目（計 9 単位）であり、そのほとんどには、専任教員が配置されている。法律基本科目群のうち商法Ⅱ（2 単位）を兼任教員が担当しているが、担当者は専任教員の選考に準じた厳格な基準に基づいて選考されている。また、法律実務科目群のうち民事裁判演習（2

単位)及び刑事裁判演習(2単位)を、専任教員のほかに最高裁判所又は法務省の派遣教員が担当している。

本法科大学院は、ビジネスローと環境法に優れた法曹養成を目指しているところから、このことを念頭においた履修モデルを『修学案内』に示している。これらビジネスロー群と環境法群の授業科目(いずれも展開・先端科目に属する選択科目である。)のうち、ビジネスロー群の中核である経済法Ⅰ(2単位)及び環境法群の中核である環境法Ⅰ(2単位)も、本法科大学院における教育上主要と認められる授業科目である。これらの授業科目も専任教員が担当している。

本法科大学院における教育上主要と認められる授業科目の全体数(クラス単位:一の授業科目を複数クラスで実施している場合は、当該複数クラス数を授業科目数に算入する。)は、基礎科目群17科目(13科目×1クラス+2科目×2クラス)、基幹科目群22科目(11科目×2クラス)、法律実務科目の必修科目11科目(1科目×1クラス+2科目×2クラス+2科目×3クラス。旧カリキュラム分を除く。)及び展開・先端科目2科目(2科目×1クラス)の合計52科目(クラス)である。これらの授業科目のうち専任教員が担当するものは49科目であり、94%を占める。

8-5 教員の教育研究環境

基準8-5-1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

(基準8-5-1に係る状況)

本法科大学院の専任教員の授業負担は他研究科および学部等の授業を含め、全員20単位以内であり、授業負担は適正な範囲内にとどめられている。

なお、兼担教員の授業負担も、ほとんど20単位以内である。

基準8-5-2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

(基準8-5-2に係る状況)

本法科大学院は香川大学と愛媛大学との連合形態の法科大学院であり、本法科大学院の専任教員は、原則として所属するそれぞれの大学の身分上又は勤務条件に基づくことになる。設置主体である両大学は法科大学院の特殊性を考慮し、本基準8-5-2の研究専念期間については、所属大学とは別に本法科大学院独自の制度を設けることになる可能性について了承しているが、なお両大学におけるすべての教員との調和をはかる必要から、両大学がそれぞれの状況を考慮し検討しているところである。そこで、両大学の現時点の検討状況について述べる。

全体として専任教員の教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年毎に相当の研究専念期間を与える、いわゆるサバティカル制度について、愛媛大学は、法科大学院担当教員（愛媛大学所属の本法科大学院専任教員）に配慮しつつ、2006年12月に「愛媛大学教員研修専念期間規程」を策定し、本法科大学院の研修専念期間規程が整備され次第、調整することとしている。

香川大学においても平成20年4月にサバティカル規程が制定されたが、本法科大学院ではこれとは別の申合せにより、授業担当の確保等の条件が整う限り教員の海外研修を認めることができる制度を定めた。

基準 8－5－3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

（基準 8－5－3 に係る状況）

法科大学院の専任教員の教育上の職務を補助するために、学務第一係に本法科大学院及び法学部担当として、4人の事務職員を配置している。また、事務職員のみでは対応が難しいと思われる授業自動収録装置の利用に関して教員のIT技術支援、法科大学院のHP作成支援、学生に対するIT支援、学生自習室の図書管理等の業務を補佐するために、非常勤の補助職員1人を配置している。平成20～21年度においては、「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」（「中四国法科大学院連携教育システムの構築」）による研究活動を支援するため非常勤の補助職員1人を配置した。さらに、法学部資料室に法学部の助手1人及び補助職員2人が配置されており、資料の整理・情報提供、法学会の活動の補助等研究活動の補助を行っている。なお、2人の補助職員は1人ずつ交代で勤務しており、資料室は午後9時まで開放され、利用が可能である。

2 優れた点及び改善を要する点等

<優れた点>

- (1) 入学定員30人（収容定員90人）に対し専任教員21人（定員20人）を配置しており、定員ベースで教員1人あたりの学生数は4.5人の手厚い配置を行っている。
- (2) 実務への架橋としての教育を施すために、5人の専任の実務家教員に加えて、最高裁派遣裁判官および法務省派遣検事を含む12人の実務家教員を兼任教員として任用し、実務基礎科目だけでなく、法律基本科目の演習科目及び展開・先端科目に配置している。

<改善を要する点>

- (1) 専任教員に占める女性教員の比率が2割に満たないため、採用人事においては可能な程度において女性教員の比率を高めることを考慮する。

VI 管理運営等

1 基準ごとの分析

ア 管理運営の独自性

基準 9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

(基準 9-1-1 に係る状況)

本法科大学院は、次のように独自の教授会及び専任の長である研究科長を中心にして、法科大学院の教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有している。

本法科大学院に関する重要事項を審議するために、香川大学組織規則第 24 条及び香川大学大学院学則第 12 条に基づき、独自の教授会を置いている。教授会は、連合法務研究科教授会規程第 2 条に基づき、本法科大学院の専任の教授及び准教授をもって組織し、本法科大学院の専任教員とみなされる者も、その構成員としている。

教授会は、同規程第 3 条により、本法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事その他運営に関する重要事項を審議決定する。

本法科大学院の校務をつかさどるために、香川大学運営規則第 5 条に基づき専任の長である研究科長を置いている。研究科長の職務を助けるため、連合法務研究科組織規程第 3 条に基づき、副研究科長 2 人を置いており、円滑な運営に資するため、同規程第 4 条に基づき、研究科長、副研究科長、専門委員会の委員長及び法学部・経済学部事務長からなる研究科運営会議を置き、研究科長を補佐している（法学部・経済学部事務長は平成 22 年度以降、運営会議の構成員から除外する。）。専門委員会は、教務・設備委員会、入試・広報委員会、評価・FD 委員会及び地域連携委員会である（6 条）。評価・FD 委員会は、FD と教育改善との連結を強化するために、平成 22 年度から FD・教育改善委員会に編成替えする。教員人事の重要事項を審議する人事委員会も置いている（5 条）。

基準 9-1-2

法科大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

(基準 9-1-2 に係る状況)

本法科大学院の管理運営に関しては、4 部局（本法科大学院、地域マネジメント研究科、法学部、経済学部）を担当している法学部・経済学部事務部が行う事務体制となっている。法学部・経済学部事務部には、事務長を総括者にし

て、事務長補佐2名（庶務・会計関係及び学務関係各1名）、総務係7名、学務第一係5名（本法科大学院及び法学部担当）、学務第二係6名（経済学部及び地域マネジメント研究科担当）及び就職・留学生担当1名が配置されている。

また、現在の事務体制で対応が難しい業務については、非常勤職員を雇用することによって、学生に対する教育支援体制を充実・強化し、学生へのサービスが低下しないよう配慮された事務体制となっている。そのような業務は、授業自動収録装置の利用に関して教員にIT技術の支援をすること、本法科大学院のHP作成を支援すること、学生に対するIT支援、学生自習室の図書管理等の業務などである。平成16～18年度においては、学内の運営費交付金及び法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムの経費により、2名の非常勤職員を雇用した。平成19年度においては学内の運営費交付金により、20～21年度においては法科大学院等専門職大学院教育推進プログラムの経費により、1名のみのも非常勤職員を雇用している。

さらに、法学部と共同で利用する法学資料室の事務について、法学部の助手1名と、運営交付金により雇用している非常勤職員2名を配置している。2名の非常勤職員は1名ずつ交代で勤務しており、資料室は午後9時まで開室している。

本法科大学院においては、職員の能力向上を図るためのスタッフ・ディベロップメントに関する研修会などは実施していないが、事務として管理運営を適切に行うため、学内外で開催される各業務や経験等に応じた各種研修や説明会などには、出来る限り参加することにより、職員の能力向上を図ることとしている。

本法科大学院が学生数において小規模であること、財政規模を考慮すると、このような人数の事務体制をとらざるをえない。ただし、一つの独立の部局として、また、法科大学院という専門職大学院の教育を行うために必要とされる業務の量をこなすためには、必ずしも十分な人数及び体制とはいえず、事務量においても教員に負担がかかっているのが現状である。この点を改善するために、平成19年度から本法科大学院の学務及び入試の事務を、学務第一係全体で担当することとした。

イ 自己点検及び評価

基準9-2-1

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該法科大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

（基準9-2-1に係る状況）

本法科大学院は、平成18年度まで、FD研究会や臨時に設置した教育課程等検討委員会において、本法科大学院の教育の実施状況を点検・評価してきた。また、教員活動評価の実施（評価・FD委員会が準備等を行い、研究科運営会議が審議して、研究科長が評価を決定する。）と連動して、研究科運営会議が教育活動状況の自己点検・評価を進めてきた。平成19年度からは、新たに制定

した教員活動評価実施要項に基づき、教育・研究・社会貢献及び運営の領域にわたる教員の活動に対する総合評価を実施し、その結果を教育研究等の質の向上、活性化に役立てることとしている。

平成 19 年度からは、自己点検・評価の対象を本法科大学院の活動全体に拡張、かつ、実施体制をいっそう明瞭にするために、新たに規程を設け、自己点検・評価委員会を組織して、本法科大学院の自己点検・評価を行い、その結果を公表することとした。すなわち、本法科大学院は、本法科大学院の教育研究水準の向上を図り、本法科大学院の目的及び社会的使命を達成することを目的にして、本法科大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行なうために、香川大学大学院学則第 3 条に基づき、平成 19 年 2 月に連合法務研究科自己点検・評価規程及び連合法務研究科自己点検・評価委員会規程を制定した。

本法科大学院はこれらの規程に従って、平成 19 年 4 月に自己点検・評価委員会を組織し、6 月に本法科大学院の自己点検及び評価を行って報告書にまとめ、本法科大学院のホームページに公表した。

基準 9 - 2 - 2

自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

(基準 9 - 2 - 2 に係る状況)

本法科大学院の自己点検・評価の項目は、本法科大学院の教育研究水準の向上を図り、本法科大学院の目的及び社会的使命を達成するという趣旨に則して、連合法務研究科自己点検・評価規程第 2 条により、当初 (1) 本法科大学院の理念・目的及び基本組織、(2) 教育内容、(3) 学生の支援体制、(4) 入学者選抜、(5) 教員組織、(6) 管理運営、(7) 自己点検・評価、(8) 施設・設備及び図書等、(9) 社会への貢献等と定めていたが、平成 21 年 2 月に、研究活動の状況を項目に追加した。

この自己点検・評価は、連合法務研究科自己点検・評価規程の規定に従って、認証評価機関による法科大学院認証評価を受けた年から 2 年目及び 4 年目に当たる年に、本法科大学院の自己点検・評価委員会が実施し、その結果は公表する (3、5 条)。

自己点検・評価委員会は、連合法務研究科自己点検・評価委員会規程により、本法科大学院の研究科長、副研究科長、各専門委員会の委員長、事務長、その他委員長が必要と認めた者をもって組織し (3 条)、研究科長が委員長を務める (4 条)。評価・FD 委員会の委員が、この委員会の委員に加えられている。この委員会の事務は、法学部・経済学部事務部が処理する (6 条)。

基準 9 - 2 - 3

自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用する

ために、適切な体制が整えられていること。

(基準 9-2-3 に係る状況)

本法科大学院の自己点検・評価においては、教育活動等を改善するための目標を設定し、この目標を実現するための方法及び取組の状況等を明らかにしている。

改善が必要と認められる事項については、連合法務研究科自己点検・評価規程第 6 条により、研究科長が、速やかに運営会議に諮って、関係する専門委員会等又は個人に改善を指示し、指示を受けた専門委員会等又は個人は、指示された事項を速やかに改善することとしている。

基準 9-2-4

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

(基準 9-2-4 に係る状況)

本法科大学院の自己点検・評価は、平成 18 年度までは、四国弁護士会連合会法科大学院支援委員会等と連携して実施する授業参観や意見交換会によって、検証を受けるにとどまっていた。

それに対して、平成 19 年度からは、連合法務研究科自己点検・評価規程第 4 条により、外部評価委員の検証を受ける。外部評価委員は、法科大学院の教育に関して、広くかつ高い識見を有する大学関係者及び法律実務家を含む学外の有識者、合計 3 人とする。外部評価委員は、自己点検・評価書の書面調査、実地調査を行い、その調査の結果を報告する。

平成 19 年 6 月に実施した本法科大学院の自己点検・評価については、四国弁護士会連合会から推薦された弁護士 2 名と、法科大学院の長を経験した他大学の副学長に外部評価委員を委嘱し、10 月にその検証を受けた。

ウ 情報の公表

基準 9-3-1

法科大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

(基準 9-3-1 に係る状況)

本法科大学院は、本法科大学院における教育活動等の状況について、本法科大学院のパンフレット、学生募集要項、修学案内、本法科大学院教員総覧等の印刷物の刊行、ウェブサイトへの掲載、入試説明会の開催、四国ロースクール後援会（企業、地方自治体、弁護士等を会員とする）総会での報告など、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供している。

基準 9-3-2

法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

(基準 9-3-2 に係る状況)

本法科大学院の教育活動等に関する重要事項、すなわち設置者、教育上の基本組織、教員組織、収容定員及び在籍者数、入学者選抜、標準修了年限、教育課程及び教育方法、成績評価及び課程の修了、学費及び奨学金等の学生支援制度等は、本法科大学院のホームページや学生募集要項に掲載し、毎年度、公表している。

エ 情報の保管

基準 9-4-1

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

(基準 9-4-1 に係る状況)

香川大学の法人文書の保管期間は、「国立大学法人香川大学文書管理規程」第7条及び同規程の別表(第7条関係)により、文書の類型ごとに30年、10年、5年、3年、1年又は1年未満と定められている。評価の基礎となる情報の多くは、5年保管の文書に該当する。評価の際に用いた情報は、評価を受けた年から7年間、保管する。

評価の基礎となる情報のうち、「修学案内」(シラバス等)その他の教務関係記録は、学務第一係及び教務・設備委員会委員が保管している。法科大学院で実施した試験の問題及び答案については、保管体制を教職員に周知徹底し、それらを各教員から集め、学務第一係で保管している。非常勤職員が執務する非常勤講師控室には、それとは別個に収集した学生への配付資料等を保管している。授業の予習復習レジュメは、教育研究支援システム(TKC)に電子情報として一括管理している。

本法科大学院パンフレット、学生募集要項、入試等の実施要項、入試問題・答案、奨学金・授業料免除関係資料等は学務第一係に保管し、法科大学院設置認可申請書、教授会記録、自己点検・評価報告書、教職員の組織・雇用、財政、施設・設備に関する情報は総務係に保管し、図書に関する情報は図書館及び資料室に保管している。法科大学院設置認可申請書や自己点検・評価報告書は、研究科長室にも保管し、授業評価アンケート結果、FD研究会記録等は研究科長室に保管している。評価の基礎となる情報は、本法科大学院及び全学のホームページにも掲載されている。

いずれの情報も、評価機関の求めに応じて、すみやかに提出できる状態で保管している。

2 優れた点及び改善の目標・方法・取組状況

<優れた点>

- (1) 情報公開については、ホームページで入試情報のほか、自己点検・評価報告書等を掲載しており、また、学生に対しても情報公開の促進に努力している。

<改善目標及び目標実現の方法・取組状況>

- (1) 事務体制について、本法科大学院が小規模であることと財政規模を考慮すると、現況のような事務体制をとらざるをえないが、一つの独立の部局として、また、法科大学院という専門職大学院の教育を行うために必要とされる業務の量をこなすためには、必ずしも十分とはいえ、教員に負担がかかっているところがあり、なお今後も教員と職員との業務の分担のあり方を見直し改善していく余地がある。
- (2) 職員の能力の向上を図るための努力は未だ不十分であり、今後も研修を通じて、法科大学院担当職員の能力向上を実現することを考えていきたい。
- (3) IT を用いた教育支援や学外での教育実施、教材開発などのために、機器の保守管理や学生の移動費など経常的な経費を要しており、特別の経費を学内外から恒常的に確保することが必要である。そのため概算要求の学内ヒアリングの機会に特別の経費の必要をアピールするなどした結果、継続的に援助を受けている。
- (4) 保管された情報を、更に教育の向上に効果的に利用できる体制を構築する必要がある。

Ⅶ 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

ア 施設の整備

基準 10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

(基準 10-1-1 に係る状況)

教室については、当初から幸町キャンパスに①80 席の大教室（南 3 号館・第 1 講義室・118 m²）、②57 席の教室（南 6 号館・第 4 講義室・69 m²）、③51 席の教室（南 6 号館・第 2 講義室・69 m²）、④模擬法廷教室（南 3 号館・67 m²）、⑤円卓法廷教室（南 6 号館・53 m²）を確保している。また、演習室については、⑥20 席の演習室 2 室（南 6 号館・第 2 および第 3 演習室・35 m²及び 34 m²）を確保している。19・20 年度以後は、⑦新設の南 3 号館第 1 講義室および⑧又信記念館特別講義室も使用している。

愛媛大学においても、117 席の演習室 1（模擬法廷教室）（総合情報メディアセンター・228 m²）、演習室 2（愛大ミュージズ 3 階・58 m²）、44 席の演習室 3（法文学部講義棟・124 m²）を確保している。

上記教室等について、各科目の受講生数等に応じて効率的に使用している。①については、主として 1 年次生対象の基礎科目（必修）の講義室として使用し、②・③・⑧については、主として選択科目の講義室として使用することにより、受講生が広々と使えるよう配慮している。

また、④・⑤については、主として実務基礎科目（必修）の講義室として使用し、⑥については、主として 2 年次対象の基幹科目（必修）の演習室として利用しているが、一学年の学生定員 30 人が複数クラスに分けられているため、受講生にとって手狭となることはない。

さらに、上記愛媛大学の演習室は、もっぱら夏季期間に実施される選択科目の講義室として使用している。そのため、部屋数としては必要かつ十分であり、また、受講生にとって手狭となることもない。

教員研究室については、南 6 号館に 13 室、南 3 号館に 2 室を確保して、これを香川大学所属の各専任教員にそれぞれ 1 室を割り当てている。このほかに、南 6 号館に研究科長室を 1 室確保している。いずれも机、椅子、ロッカー、パソコン、会議用テ

ーブル、折りたたみ椅子等を備え、20 m²以上の部屋であり、教員が研究および授業準備を行う場として十分なスペースを確保している。また、祝祭日も含めて24時間使用を可能にして、教員が研究等を集中的に行えるよう配慮している。

さらに、愛媛大学所属の専任教員が香川大学において勤務する際に使用する研究室として、附属図書館と研究交流棟にスペースを確保している。これは、共同研究室としての性質を持つが、衝立等により各教員のスペースに仕切りを設けているため、個人研究室と同様の機能を果し得る。

また、派遣実務家研究室1室（南3号館）、非常勤講師控室として1室（南6号館・23 m²）を確保している。これらの部屋にも、机、椅子、ロッカー、パソコン、会議用テーブル、折りたたみ椅子等を備えており、非常勤講師控室には事務職員1名を配置する等して、非常勤教員が授業準備等を十分かつ適切に行えるよう配慮している。

専任教員の上記研究室は、派遣実務家研究室及び非常勤講師控室は、会議用テーブル及び折りたたみ椅子を備え、十分な広さもあり、教員が学生と面談することのできるスペースとして利用し、必要に応じて、研究科長室も面談スペースとして利用している。

事務職員のほとんどは、法学部・経済学部事務室（南7号館）に配置している。IT支援・図書担当の職員1名は、上記非常勤講師控室に、資料室担当の助手1名及び非常勤職員2名は、法学資料室（南6号館）に配置している。いずれも各部屋において、専用の机とスペースを設けている。

学生の自習室として、室（南6号館）を確保し、学生一人ひとりに専用の机（キャレール・計100席）を割り当てている。また、学生討議室（南3号館）も1室確保している。そして、祝祭日も含めて24時間使用を可能にして、学生の便宜を図っている。

学生が使用する頻度の高い参考書や判例集等の資料は、当該自習室に棚を設けて配置している。それ以外の資料は、法学資料室や附属図書館に配置することにより、学生が利用し易いよう配慮している。

次に、教室等は、上記④・⑤及び愛媛大学の演習室を除いて、法学部や大学院地域マネジメント研究科と共同で使用している。学生討議室についても同様である。しかし、地域マネジメント研究科は夜間及び土曜日に授業を実施しているため、昼間開講する本法科大学院と教室等の使用時間帯が重なることはなく、本法科大学院が独占的に使用できる時間帯が日常的に確保されており、また法学部等と共同して管理・運営しているため、特に業務に支障なく使用することが可能である。

イ 設備及び機器の整備

基準10-2-1

法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

(基準10-2-1に係る状況)

上記①・⑤・自習室にそれぞれビデオ会議システムとそれに付随する設備一式を備えることにより、愛媛大学との映像を通じた通信を可能にして、連合により設置された大学院としてのメリットを十分に生かせるよう配慮している。このシステムは、特に愛媛大学所属の教員が学生の質問に応じられるようにしており、また e-learning を実用化する実験として、新司法試験科目である「行政法」を法学未修者に対して行う補講を試みてきたが、平成19年度からは文科省の指導のもとに、一時的臨時的に正規の授業においても遠隔授業を実施していた。月に2回開催される運営会議は、テレビ会議システムを設置している円卓法廷室(⑤)で開催しており、愛媛大学の教員が香川大学に勤務していない場合は、同システムを用いて会議をしている。

上記①・②には、それぞれ自動講義収録システムとそれに付随する設備一式を備えている。これにより本法科大学院のほとんどの講義を収録したうえで、講義配信システムを通して、後で学生が復習等のためにPCで視聴できるようにして、効率的に学習できるよう配慮している。講義配信システムの利用方法については、教員・学生にマニュアルを配布し周知している。また、技術補助職員が教員の講義収録を補助している。同様の収録システムは上記④にも備えており、模擬裁判等を収録する際に役立っている。

さらに、上記①・②では、教員がパワーポイントにより講義を行うために必要な設備と、教材の呈示装置をそれぞれ備えており、効率的な授業の運営に役立っている。

このほか、必要に応じて、PC(ノート型のものを含む)・ディスプレイ・液晶テレビ・プラズマテレビ・プロジェクター・プリンター・デジタル複合機・スキャナ・ビデオカメラ・電動スクリーン・デジタルレコーダー・カセットレコーダー・ホワイトボード・会議用テーブル・椅子・エアコン等を上記各施設に備えることにより、教員による教育・研究および学生の学習その他の業務を効率的に実施できるよう配慮している。また、専用のサーバー(そのための専用の部屋1室〔法学部棟・16㎡)を含む)を備えることにより、必要な情報管理および発信等を行えるよう配慮している。愛媛大学においても、ほぼ同様の設備を有している。

2 優れた点及び改善の目標・方法・取組状況

<優れた点>

- (1) 30名という少人数定員に対して広い自習室を確保して、学生一人ひとりに専用のキャレルを割り当てている。
- (2) 学生一人ひとりに鍵付きの専用キャビネットも割り当てている。学生が、これらの設備を祝祭日も含めて24時間使用できる点は、本法科大学院の長所のひとつと評価できよう。
- (3) 自動講義収録・配信システムにより、学生が講義を自由にかつ繰り返し視聴できる。

<改善目標及び目標実現の方法・取組状況>

- (1) 本法科大学院が使用する各施設がキャンパス内に分散する異なる建物に設けられている。そこで、教員や学生が効率的に利用できるようにするため、将来的には各施設を近隣の建物に集中させる方向で検討して行く。

VIII 研究活動の状況

1. 基準ごとの分析

基準 1 1-1-1

研究の実施体制及び支援・推進体制が適切に整備され、機能しているか。

【基準 1 1-1-1 に係る状況】

本法科大学院は、教育組織であるとともに研究組織でもある。本法科大学院の専任教員は香川大学所属教員16人、愛媛大学所属教員4人からなり、うち香川大学所属教員11人及び愛媛大学所属教員43人が研究者教員、その他が任期付きの実務家教員である。香川大学所属教員は各人1部屋の研究室を使用し、愛媛大学所属教員は、愛媛大学における各人1部屋の研究室とともに、香川大学において共同の研究室（2室）を使用している。

本法科大学院の研究経費は、科学研究費補助金等の特別の経費を除き、香川大学から配分される運営費交付金により賄われる。この運営費交付金の当初配分で積算されるのは、香川大学所属教員の単価だけである。本法科大学院の研究経費は、本法科大学院の全教員用に使用される共通の経費と、香川大学所属教員（実務家教員を含む。）が個人で使用できる研究費とに分けられる。共通の経費及び個人で使用できる研究費の金額は、本法科大学院教授会において審議決定する。他方、愛媛大学所属教員が個人で使用できる研究費は愛媛大学から配分され、その金額は愛媛大学において決定される。

本法科大学院の共通の研究経費及び個人で使用できる研究費の金額は、本法科大学院教授会において審議決定するが、香川大学所属教員が個人で使用できる研究費の額は少ない。法科大学院教育の効果を上げるよう教育研究支援システムなどの教育経費に特に多額の配分をしなければならぬために、研究費を少額にせざるを得ないのであるが、その額は、教育の目的を達成するための基礎となる研究を行うことにすら、十分なものではない。

また研究資料に関しては、大学附属図書館及び法学部と共用する資料室が存在しているが、所蔵されている文献はほとんどが教育目的に用いられる図書および雑誌であり、十分な研究資源が整っているとはいえない状況である。本法科大学院には四国という地理的にみても国内で研究を行なうには不利な条件が課されているため、法科大学院という部局としてのみならず、大学として図書資料の拡充に努めなければならないと考えられる。

基準 1 1-1-2

研究活動に関する施策が適切に定められ、実施されているか。

【基準1 1-1-2に係る状況】

教育の目的を達成するための基礎となる研究は、研究者教員、実務家教員のいずれであるかを問わず、本法科大学院の教員全員が行うべきものであるが、研究者教員については、それをこえて法学についての基礎的理論的研究に取り組むために必要な範囲で、運営交付金から配分される個人研究費は研究者教員と実務家教員とで傾斜配分を行なっている。

さらに、教育目的達成の基礎となる研究以上の高度な研究、又は教育活動と関連する側面のみからでは十分把握することが難しい研究活動をすることは、研究者教員にとっては、法科大学院の専任教員といえども必須の事柄である。しかし、任期付きの実務家教員にとっては、必須の事柄であるとはいえない。

このような考えにより、本法科大学院は、研究者教員は全員が科学研究費補助金の獲得を目指すべきであるとしており、申請促進担当者を定めて、研究者教員全員が科学研究費補助金を申請するように働きかけている。それに対し、実務家教員にはそのような義務づけをしていない。

また、本法科大学院は予算項目に部局長等裁量経費を設け、部局全体の科学研究費補助金申請率が所定の基準を超えた場合に、義務に反する教員以外の教員に一定額の研究費を追加配分することにより、科学研究費補助金の申請を促進している。

全体として専任教員の教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年毎に相当の研究専念期間を与える、いわゆるサバティカル制度について、愛媛大学は、愛媛大学所属の本法科大学院専任教員に配慮しつつ、2006年12月に「愛媛大学教員研修専念期間規程」を策定し、本法科大学院の研修専念期間規程が整備され次第、調整することとしている。香川大学においても平成20年4月にサバティカル規程が制定されたが、本法科大学院ではこれとは別の申合せにより、授業担当の確保等の条件が整う限り教員の海外研修を認めることができる制度を定めた。

基準 1 1-1-3

研究活動の質の向上のために研究活動の状況を検証し、問題点等を改善するための取組が行われているか。

【基準 1 1-1-3に係る状況】

本法科大学院の研究活動の状況は、教員活動評価の一環として教員各自から提出される研究活動実績書により、研究科運営会議において検証している。

本法科大学院は、香川大学の全学の方針に従って、研究者教員はほとんど全員が科学研究費補助金を申請している。しかし、採択状況は芳しくない。その他の外部資金の獲得も、ほとんどできていない。

科学研究費補助金等外部資金を獲得するためには、教育目的達成の基礎となる研究以上の高度な研究、又は教育活動と関連する側面のみからでは十分把握することが難

しい研究活動をすることが求められている。それに対して、多くの教員は、新たに開発すべき法曹養成の教育と、一部局分の業務を少人数で行わざるをえない管理運営に手一杯の状態であり、教育の目的を達成するための基礎となる研究活動を行うのが精一杯の状態に近いというのが、その主な原因と思われる。とりわけ、任期付きの実務家教員にそのような研究活動を求めることは無理であると考えている。

それとともに、香川大学所属教員が個人で使用できる研究費の額が少なく、教育の目的を達成するための基礎となる研究を行うことにすら十分なものではないことが研究の基盤を弱体化し、科学研究費補助金等外部資金の獲得を困難にしている。

これら研究活動の状況と問題点を改善するための取組は、研究科運営会議で検討し、教授会でも審議している。科学研究費補助金の申請について促進担当者を置くことや部局長等裁量経費を設けることは、その取組の一例である。他方、管理運営の負担を軽減させることや、個人で使用できる研究費の額を増加させることは容易なことではない。研究活動の質の向上は、これらの問題点の改善とともに進められるものである。

基準 1 1-2-1

研究活動の実施状況（例えば、研究出版物、研究発表、特許、その他の成果物の公表状況、国内外の大学・研究機関との共同研究、地域との連携状況、競争的研究資金への応募状況等が考えられる。）から判断して、研究活動が活発に行われているか。

【基準 1 1-2-1 に係る状況】

本法科大学院の専任教員の研究業績件数は、17年度は著書・学術論文24、講評・発表等10、18年度は著書・学術論文15、論評・発表等19、19年度は著作・学術論文12、論評・発表等16、20年度は著書・学術論文14、論評・発表等19であり、著書・学術論文は平均して1人毎年1～2件、講評・発表等の件数もほぼそれと同様である。

科学研究費補助金は、毎年、香川大学教員の研究者教員のほぼ全員が申請している。

また、平成20年度に「中四国LS連携教育システムの構築」に参加し、地方法科大学院における教育の質の向上に努めた。

基準 1 1-2-2

研究活動の成果の質を示す実績（例えば、外部評価、研究プロジェクト等の評価、受賞状況、競争的研究資金の獲得状況等が考えられる。）から判断して、研究の質が確保されているか。

【基準 1 1-2-2 に係る状況】

本法科大学院の専任教員による科学研究費補助金の獲得者は16年度に代表で2人、分担で3人、17年度に代表で2人、分担で4人、18年度に代表で1人、分担で4人、19年度に分担で1人であったが、19年度から推進担当者を置き、20年度は代表で3人、分担で2人、21年度は代表で6人、分担で2人が補助金を獲得した。学内競争的

研究費も 18～21 年度に各 1 件を獲得した。

基準 1 1-2-3

社会・経済・文化の領域における研究成果の活用状況や関連組織・団体からの評価等から判断して、社会・経済・文化の発展に資する研究が行われているか。

【基準 1 1-2-3 に係る状況】

法科大学院に主として期待されているのは法曹養成教育の成果であるため、研究そのものによる社会・経済・文化の発展はさほど期待されているわけではない。しかし、研究にかかわる行事を通じて好意的な評価を得ており、社会・経済・文化の発展に資する研究活動は着実に行われている。平成20年度の実績としては、四国ロースクール後援会において実施された公開講座は、最新の法事情を紹介するものとして好評であった。

2 優れた点及び改善の目標・方法・取組み状況

<改善目標及び目標実現の方法・取組状況>

(1) 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動を活発に行い。さらに研究の質を高く確保することができるように、管理運営の負担を軽減し、かつ、香川大学所属教員が個人で使用できる研究費を増額できるように、総合的な改善策を考案し、実施すべきである。

(2) 各教員の授業負担が少ない反面、正課とはならない補講または個別指導およびこれらについての準備があるため、結果として、教育のための負担は他大学と異ならないか、場合によってはそれ以上のものとなっている。また、これら正課以外の教育活動については、一部の教員のみが負担しているというのが現状であるため、教育負担の再配分等を検討する必要がある。

IX 社会への貢献

1 基準ごとの分析

基準 1 2 - 1 - 1

本法科大学院の広報活動を積極的に実施するとともに、法科大学院の特性を活かして、地域の住民、企業、自治体及び法曹関係機関の法律上のニーズに応えた活動をしていること

(基準 1 1 - 1 - 1 に係る状況)

本法科大学院は、連合法務研究科パンフレット（研究科概要）及び連合法務研究科ホームページを継続的に改訂することによって、自らの最新の活動を広く市民に向けて伝えている。本法科大学院への入学に関心のある人たちのためには、毎年度、学生募集要項を更新し、四国の4大学（香川大学・愛媛大学・徳島大学・高知大学）で入試説明会を開催している。また、平成18年度には、広報誌（県民グラフ秋号）に本法科大学院の特色・活動を紹介し、広報活動を積極的に実施している。なお、同年度に、香川県議会地域再生・産業活性化特別委員会委員等の視察を受けた。

他方、本法科大学院は、法科大学院の特性を活かして、地域の住民、企業、自治体及び法曹関係機関の法律上のニーズに応えた活動をしている。

小学生の体験学習のために、法廷教室で本法科大学院の教員、学生及び小学生による模擬裁判を、平成17年度に2回、18、19及び21年度に各3回実施した。大好評を得ており、平成19、22年度も3回実施する予定で準備を進めている。

愛媛大学においては、「アイアイ法律相談所」を松山市内のi愛センター内に開設した。原則として本法科大学院の愛媛大学所属の教員（弁護士を含む）が担当して、地域の人々から無料の法律相談を受けている。この法律相談には、授業科目「リーガル・クリニック」の一環として本法科大学院の学生が同席することがある。香川大学側においても、平成22年度に無料法律相談所を設置し、授業科目「リーガル・クリニック」を教員が担当するとともに地域へ社会貢献活動を実施するべく準備をしている。

本法科大学院は「リーガルサービス情報ネットワーク」事業を主宰して、平成16年度から平成18年度まで四国の弁護士業務の実情等について調査を行った。その事業の一環として、平成17年度にシンポジウムを2回、平成18年度に弁護士会の会務状況等に関するフォーラムを徳島市、愛媛市及び高知市で各1回、高松市でミニシンポジウム「法科大学院教育と実務経験」を開催した。

平成17年度に四国ロースクール後援会が発足し、その活動として公開講座が、平成18年度は「住民訴訟の過去・現在・未来」及び「改正独禁法のポイント」、平成19年度は「労働審判制の仕組みとその意義」及び「新しい非営利法人制度と既存の公益法人」をテーマとして開催されたが、本法科大学院の教員がその講師を務めた。20年度は、「高齢社会における財産管理のあり方」について講演を行った。

本法科大学院は、香川大学、愛媛大学所属の研究者教員及び実務家教員が、香川県弁護士会の懲戒委員会委員、綱紀委員会委員等、裁判所（高松地・家裁）の司法委員・参与員、香川県、高松市等の自治体や国（香川労働局、四国運輸局、公正取引委員会等）の審議会の委員等並びに愛媛弁護士会の資格審査会委員等、愛媛県及び松山市の審議会の委員に就任することにも協力している。さらに、各種士業（司法書士会、行政書士会、土地家屋調査士会等）に対する研修の講師もそれぞれ勤めている。

2 優れた点及び改善の目標・方法・取組状況

<優れた点>

- (1) 小学生の体験学習への協力、「アイアイ法律相談所」による無料の法律相談、四国ロースクール後援会の公開講座開催への協力など、積極的に社会貢献活動に取り組んでいる。

<改善目標及び目標実現の方法・取組状況>

- (1) 「アイアイ法律相談所」の無料法律相談は授業科目「リーガル・クリニック」の一環として設置されていることも勘案しながら、それを通じての社会貢献をさらに増進させるべく、取り組んでいる。